

## みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例にかかる意見について

- 1 意見募集期間 平成 30 年 1 月 11 日（木）～平成 30 年 1 月 31 日（水）
- 2 提出された御意見の件数 19 件（意見提出者 7 人） ※平成 30 年 1 月 31 日（水）
- 3 提出された御意見の概要及び御意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	この条例の推進する主体として、食品製造業だけでなく、幅広い経営者層（その団体等）を位置づける必要があると考える。	本条例の推進主体の一つである「健康づくり関係者」については、具体的に例示した団体等だけでなく、県民の健康づくりに関連する者は含まれるものとして、幅広くとらえております。
2	健康づくり関係者において、保健医療関係の職能団体に「栄養士会」の明記をお願いしたい。また、保健医療に関する専門職に「管理栄養士」の明記をお願いしたい。	
3	「健康づくり関係者」に「介護保険事業所」も追加してはどうか。次期介護保険制度改正の方向性を鑑みるに、「介護保険事業所」で自立支援に取り組むにあたっての後ろ盾になると思う。	
4	素案においては、「教育機関」は「健康づくり関係者」に位置付けられているが、「県、市町村、事業者、健康づくり関係者」と同列とし、「県、市町村、事業者、教育機関、健康づくり関係者」としてはどうか。「県民の総参加」（要は子どもも対象）で取り組むのであれば、「教育機関」の重要性は高いと思われるので、強力に取り組を進めてもらうためにも、「健康づくり関係者」から独立させた方がよいと思う。また、役割としては、「食の習	御指摘にあるように、「食べない」「運動しない」習慣を大人になってから変更することは労力を要するとともに、身につけた健康的な「食習慣」「運動習慣」を維持しつづけることも大事であります。このことから、幼少期から老年期まで各年代で取組みが持続するよう、教育機関をはじめ多様な健康づくり関係者の関与が必要であります。  なお、本条例の推進主体の一つである「健康づくり関係者」については、具体

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>慣化」「運動の習慣化」としてはどうか。そもそも、習慣化は小さい頃から積み重ねた方が効果的であり、むしろ、「食べない」「運動しない」習慣になったものを大人になってから変更する方が労力を要す。加えて、子どもを教育することで、保護者への波及もあると思う。</p>	<p>的に例示した団体等だけでなく、県民の健康づくりに関連する者は含まれるものとして、幅広くとらえております。</p>
5	<p>県民の役割の「県及び市町村の施策への協力」について、健康づくりは県民が主役である。その主役が県及び市町村の施策に協力するというのでは、県民の主体性が薄らぐ印象である。別の表現はないか。</p>	<p>県民が健康づくりの主役であることは「基本理念」で規定していることから、役割には取り組んでいただく内容を規定したところです。</p>
6	<p>「県と市町村等との連携」は県の役割のようである。ここは各主体の役割を位置づけている箇所なので、県の責務と一緒にまとめてどうか。</p>	<p>市町村は県民に最も身近な自治体であり、健康づくりを推進する行政機関として市町村は不可欠です。なお、都道府県が市町村の組織又は運営に関して定めることは、憲法92条の規定により法律の根拠なくしてはできないとされていることから、本条例では、市町村との連携として記載したところです。</p>
7	<p>目的に「家庭や働く場などあらゆる生活の場において」とあり、責務・役割に「事業者の役割」を位置づけているが、第2章の基本的施策にはこれを受けたと思われる施策が見当たらない。表題の「社会環境の改善」にも資する部分だと思うので、良好な働き方の普及・定着に向けた施策を位置づける必要があると思う。</p>	<p>第2章の基本的施策は、働く場も含め、あらゆる場において県民の主体的な健康づくりを推進するものです。事業者は、県及び市町村が行う健康づくりの推進に関する施策に協力し、従業員の健康増進に取り組むものとしております。</p>
8	<p>生活習慣病の危険を高めるほどの飲酒や喫煙に伴う健康への影響にかかる広報との表現ですが、アルコール健康障害といった形で、明文化する必要は、ないのでしょうか。生活習慣病の危険を高めるほどの飲酒でなければいいという誤解を招くことにはならないのかと感じます。小さな事だとは思いますが、アルコール健康障害対策推進基本計画にも鑑みての表現が必要ではないかと思えます。</p>	<p>飲酒に係る施策の例示として「生活習慣病の発症の危険性を高めるほどの飲酒の広報」を記載しております。施策を展開する際は、飲酒による健康被害を幅広くとらえ広報してまいります。</p>
9	<p>(4) 基本的施策のⅠ 生活習慣及び社会環境の改善の④飲酒及び喫煙</p>	<p>「喫煙に伴う健康への影響」については、厚生労働省より公表された「喫煙と</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
	<p>の健康への影響の周知について、喫煙は本人のみならずその家族、同僚、飲食店ではその周りの全く無関係な人の健康被害を与えるもの。かつて県は飲食店で禁煙を施策にして実施を見送った経過があったかと思う。業界団体等からの強い反対があったためとは思われるが、全国に先駆けて実施を検討してはどうか。健康長寿への取組みを本気でやるとの意気込みが伝わると思う。また県内への外国人観光客の増加している今、喫煙に対して厳しい国もある中で山形県の評判を高めるチャンスかと思う。</p>	<p>健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成 28 年 8 月)にもあるとおり、たばこは多くの有害物質を含み、喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)等の生活習慣病の危険因子です。</p> <p>また、他人が吸うたばこの煙を吸うこと(受動喫煙)により、喫煙しない周囲の人の健康にも影響を及ぼすことは、科学的に証明されております。県は市町村や関係機関と連携して喫煙の健康への影響の周知に取り組み、そのための環境整備も含め県民の主体的な健康づくり及びそれを支える社会環境の整備を図ってまいります。</p>
10	<p>「喫煙に伴う健康への影響」との記載がありますが、私の祖父、祖母ともに愛煙家であり病気もなく健康に過ごしています。</p> <p>喫煙は、心身面でも有効に寄与していると事実もあり、喫煙を全否定するような取組みには反対です。一方的な迫害ではなく、理解しあえるバランスが大切ではないでしょうか。両者のバランスがとられる山形県であってほしいと考え意見を述べさせていただきます。</p>	
11	<p>(5)健康長寿県やまがた推進基金について、基金で施策を実施とあるが、具体的な施策に対しての使い道を明記すべきである。①～③だけではあまりにも具体性に乏しく、なんのために使用されるのかどうか全くわかりません。(4)Ⅱに施策の推進⑤財政上の措置の記載もあり、基金とこの財政措置の関係等も不透明です。基金の財源を主に寄付としているので、寄付の集まり具合をみながら具体的な施策を考えるのか。</p> <p>20億円の寄付があった青森市のようなことは望めないと思います。</p>	<p>この基金は、企業を含め社会全体で県民の健康づくりを推進する、寄付を財源とした新たな仕組みとして設立するもので、基本的施策に列挙した「生活習慣病の予防と早期発見、早期治療」「食習慣の改善」「運動その他の身体活動の促進」「飲酒及び喫煙の健康への影響の周知」「休養による心身の健康の保持」の5つの施策に関し活用するものです。</p> <p>財政上の措置は、県民の健康づくりを推進する施策の実施に必要な予算措置をすることを規定したものです。</p>
12	<p>健康やまがた安心プラン中間見直しでは「県民総参加」しかないが、条例素案には「県民総参加」「県民総活躍」双方があるがその違いは。</p>	<p>県民総参加は、行政だけでなく、県民、事業者、健康づくり関係者全てが県民の健康づくりを推進していくことで、県民総活躍は、県民が年齢にかかわらず地域社会においてや仕事をとおして活躍することです。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
13	「年齢にかかわらず」を「年齢を重ねても」に変えられないか	「年齢を重ねても活躍できるためには健康が重要」とした場合、重ねた結果の高齢者の印象が強くなりますので、若い頃からの健康づくりの重要性も含めること、そうした観点から年齢にかかわらずという表現にしたところです。
14	山形県のアピールポイントは、豊富な自然環境と四季折々の豊かな食材の宝庫であることである。県民がこのことを認識自覚し、四季の味わいを「望ましい食の実践」につなげていくことが、健康な心身を育む基盤となる。主食である米、主菜である肉、魚、大豆製品、卵、乳製品、どれをとってもこれら地元産をどう活用して、どのように摂取することを伝えることが食育の原点になる。山形らしさを表現すべきと思う。	条例前文や条文中において「山形」の素晴らしさを書き込んでおります。
15	健康長寿の意味について、県民に分かりやすく短い表記で示すべきではないか。	本条例を県民等に周知する際にわかりやすく伝えてまいります。
16	責務・役割の条文に、文言として「協働」を入れて頂きたい。特に市町村と健康づくり関係者の役割に対しては大変重要である。	御提案の「協働」は、「複数の主体が同じ目的に向かって協力して活動すること」という意味と存じますが、「県、市町村、事業者、健康づくり関係者等が相互に連携協力すること」を基本理念として規定しております。
17	健康診査よりも健康診断の方が県民に分かりやすいのではないか。	「健康診断」は、労働安全衛生法に基づき事業者が従業員の健康管理のために実施する用語として使用される一方、「健康診査」は母子保健法や児童福祉法等も含み、健康診断よりも概念が広いことから、健康診査を使用いたしました。
18	「食習慣の改善」は県の健康やまがた安心プランでも使用している「望ましい食生活の推進」の方がいいのではないか。	健康やまがた安心プランでは、「望ましい食生活の定着の推進」と「食環境の整備の推進」を「栄養・食生活」分野の大きな施策の柱としています。この2つをあわせて推進し、栄養の偏りや不規則な食事の時間等の習慣を改善するという意味で「食習慣の改善」としたところです。
19	健康教育を基本的施策に追加できないか。	県民が「健康づくりに関する正しい知識を習得する」社会環境整備には教育が含まれております。